緊急水害対策工事に伴う補償等は

質問　自根地区の桜町、旭町、中央通第四・五は、平成十年と十二年に水害を受け、緊急水害対策工事が進ちょくしています。家屋等は工事前に調査し、被害があった場合は復元するということでなされています。

　この工事を安全に行うには交通規制が必要であると理解はしていますが、交通規制が行われ、商店等から売り上げが減少しているという話も出ています。そのほか、ポンプ場の付近においては、騒音や振動等でガラスは壊れ、家はガタガタするなどのことが生じているようです。

　このような問題に対して、前市長は、そういう被害が出た場合には考えましょうという話をされていましたが、前市長から吉沢市長へ、そういう申し送りはあったでしょうか。

　また、この緊急水害対策工事は五月二十八日に終わるということになっていますが、それまでに終わるのでしょうか。

答弁（市長）　緊急水害対策工事に際しましては、地元の説明会を開催し、地元の皆さまのご理解の上で工事を実施したものと理解しています。その中で、前市長から私に引き継ぎがあったかということですが、いわゆる補償ということになるのでしょうか、そのような話があったということは承っておりません。

　この緊急水害対策は、水害をなんとしてでも防ごう、早急に対策をしようということで行われた工事です。工事の性格を十分にご理解いただいて、地元の皆さまからも、ぜひともご協力をいただきたいと思います。

答弁（都市建設課長）　工期についてですが、現在、配管工事、ポンプ場の工事、堤防上の工事を進めているところで、五月末までにはそれらの基本的なものが完了するということです。

　残るのは、ポンプ場の機械設備、電気設備です。機械設備は六月の第一週くらいに据え付けが完了します。電気設備は、配電盤等についてもすでに工場検査が終わりまして、六月二十日に受電される予定です。本体部分では、道路等についてはガス水道管の復旧工事が残りますが、大風合戦期間中は工事をやらないということで、仮復旧を六月五日までに完了したい。大風合戦が終わった後に、ガス水道管等の引き込み工事を再開し、六月末までには完了したいと考えています。本復旧等につきましては、できる限り速やかに実施していきたいと考えています。

緊急水害対策工事現場を視察する吉沢市長（平成13年4月19日撮影）

　家屋等の被害については、家屋調査を工事前に実施しました。従いまして、工事の被害が生じた場合、工事完了後にそれぞれ申し出てもらい、市で家屋調査を行いまして、それについて金銭をもって補償するということで考えています。

質問　被害がないように工事を行っているわけですから、ある程度は理解し、工事が進ちょくするように協力すべきであると思っています。

　しかし、工事の進ちょく状況あるいはそういう諸々の被害が生じているということもあるので、関係自治会長または被害を受けた住民に、現在の工事の進ちょく状況とか、また今ほど話のあったようなお願いをするとかしてはいかがでしょうか。

答弁（都市建設課長）　工程の中で協議が必要な場合には自治会長にご相談し、また、地先にご迷惑を掛ける分についても、特に午後五時までの作業期間、夜間については開放するなど、できる限りご相談してきました。

　営業補償などについては、先ほど市長が申し上げましたように、平成十年、十二年の水害を踏まえて、ぜひ工事をやらなければならないということで、地元の皆さまの応援を得ながら予算付けがなされて現在に至っています。市としましても、工事をやる前に関係者の皆さまには説明してきました。それでも完ぺきではないものと思っています。もし、そのような地元への説明が必要ということであれば、私どもが出掛けてご理解を得るような形で考えていきたいと思います。

環境美化推進条例について

質問　市条例で環境関係についての条例が十月から施行されるという話しを聞きました。その内容をお聞かせください。

答弁（市民生活課長）　環境美化推進条例は十八条から構成され、ごみのポイ捨て禁止、犬のふん害防止、空き缶等回収容器の設置義務、空き地の適正管理の四本の柱からなっています。住民自らがそれぞれの責任において環境の美化に努めることを定めた条例です。

　特徴としては、ごみ等のポイ捨て違反は五万円以下、犬のふん害については三万円以下の罰金が科せられます。これは行政罰でなく刑事罰となることから、違反行為をした場合は警察への告発となります。市民を告発することは本意ではありませんが、条例に実効性を持たせる意味からも、議会の理解を得て罰則条項を盛り込みました。ただ最初から罰則ありきではなく、指導および助言に応じず改善が見られない場合、さらに改善勧告及び命令に応じない場合等、所定の手順を踏むことが定められています。

アメシロの発生源となる柳の除去を

質問　中ノ口川の川水が流れているところで、その岸に柳がありますが、そこにびっしりアメシロが付きます。その対策を市から実施してもらえるのものか。

答弁（都市建設課長）　堤防法面の除草は、県から委託を受けて市で行っています。しかし、雑木の除去等については県が行っていて、県に伐採等の手段をお願いしたいと思います。それができなければ、アメシロ対策についても県と協議していきたいと思います。

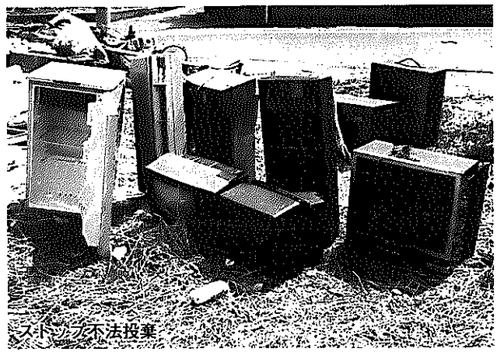
スポーツ不法投棄

高等学校の学区問題について

質問　高等学校の学区問題については、いろいろな議論があった中で今年初めて実施されました。いろいろ見方があろうかと思いますが、学区の問題はこれで一件落着と考えていますか。

答弁（教育長）　中学校の進路指導については、一年半にわたって慎重に進めてきました。しかも、本人と保護者と学校の三者で、行きたい学校に行けるという一つのゴールを設定しながら協議してきたと思います。

　この学区の問題については、学区外から入るということが不利になるんじゃないか、そういう懸念が私自身もありました。結果的に見て、学区外不利益はなく、新潟学区も自学区と同じような条件で受検することができました。一方、願書の出し方についても十分な理解が得られたのか、あるいは不十分だったのか、そういう点については、これから調査をしながら、今後の高等学校教育のあり方について慎重に対応していきたいと思っています。

　具体的には、今行った学校が自分の選択した学校であったか、しかも今行った学校で自分が何を勉強しているのか、何をやりたいのか、そういうものがそれぞれの子どもたちにどの程度心しているものか、これが最も大事なことです。

　今は、ほとんどの子どもたちが高等学校教育を受けているという状況になっています。教育委員会としましても、子どもたちの高等学校教育について、これからはもっと皆さまの期待にこたえていかなければならないともの思っています。そのためにも、他の地域の子どもたちに負けないだけの教育・学習を施していかなければならない。これは教育関係者が声を一つにして頑張るというふうに聞いていますし、私も頑張っていきたいと考えています。

　これで決着したのかというと、高等学校教育に関してはこれからも続くと考えていますので、今後もいろいろなご意見をいただきたいと思います。

答弁（市長）　この学区の問題につきましては、教育委員会に対しまして、教育委員会としての総括をしてほしいと申し上げていますので、ご理解いただきたいと思います。

広域合併について

質問　広域合併の件で、県からも案が出ています。将来を見据えた中で、市長はどのような考えですか。

答弁（市長）　合併問題については、県が二月に提示したのが、県内の百十一市町村を二十一にまとめようというプランです。

　当市が入っているのは、新潟市を中心といたしまして、豊栄市、新津市、中蒲の小須戸町、横越町、亀田町、西蒲の味方村、月潟村、中之口村を合併して、人口約七十五万人程度の政令指定都市型ということです。通常の合併とまた少し違った合併パターンの提示で、ほとんど県と同じような機能を有する、大きな都市形成をしたらどうかという提案です。

　いずれにしましても、私が今まで皆さまに申し上げてきましたことは、いわゆる合併ありきの立場で話をしないことにしよう、合併とはどうだろうというようなところから皆さまと一緒に勉強していこうということです。合併という結論を出すにしても、合併を拒否するにしても、それは市民一人ひとりの考えの基での結論を出していきたいという考えです。議会の皆さまとも、近々この合併についての勉強会から立ち上げていくということで考えています。

　合併についての情報を、できるだけ多く、できるだけ早く機会をとらえながら情報提供していきたいと思います。合併について皆さま一人ひとりから考えていただいて、それぞれの地域で話し合っていただければと考えています。